

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

○ 飛散流出防止措置

水銀使用製品産業廃棄物(〇〇〇〇)は破損することのないよう緩衝材で梱包の上△△△△に収納し、破損することのない措置を講じた運搬方法を取り、シートがけにより飛散を防止、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、また、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬してください。
- ・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀含有ばいじん等は、運搬中に水銀が揮発しないよう、密閉容器と高温にさらされない措置を取り、他の物と混合しないよう区分して収集・運搬する必要があります。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。